

被災家屋等の解体を お考えの皆様へ(公費解体のお知らせ)

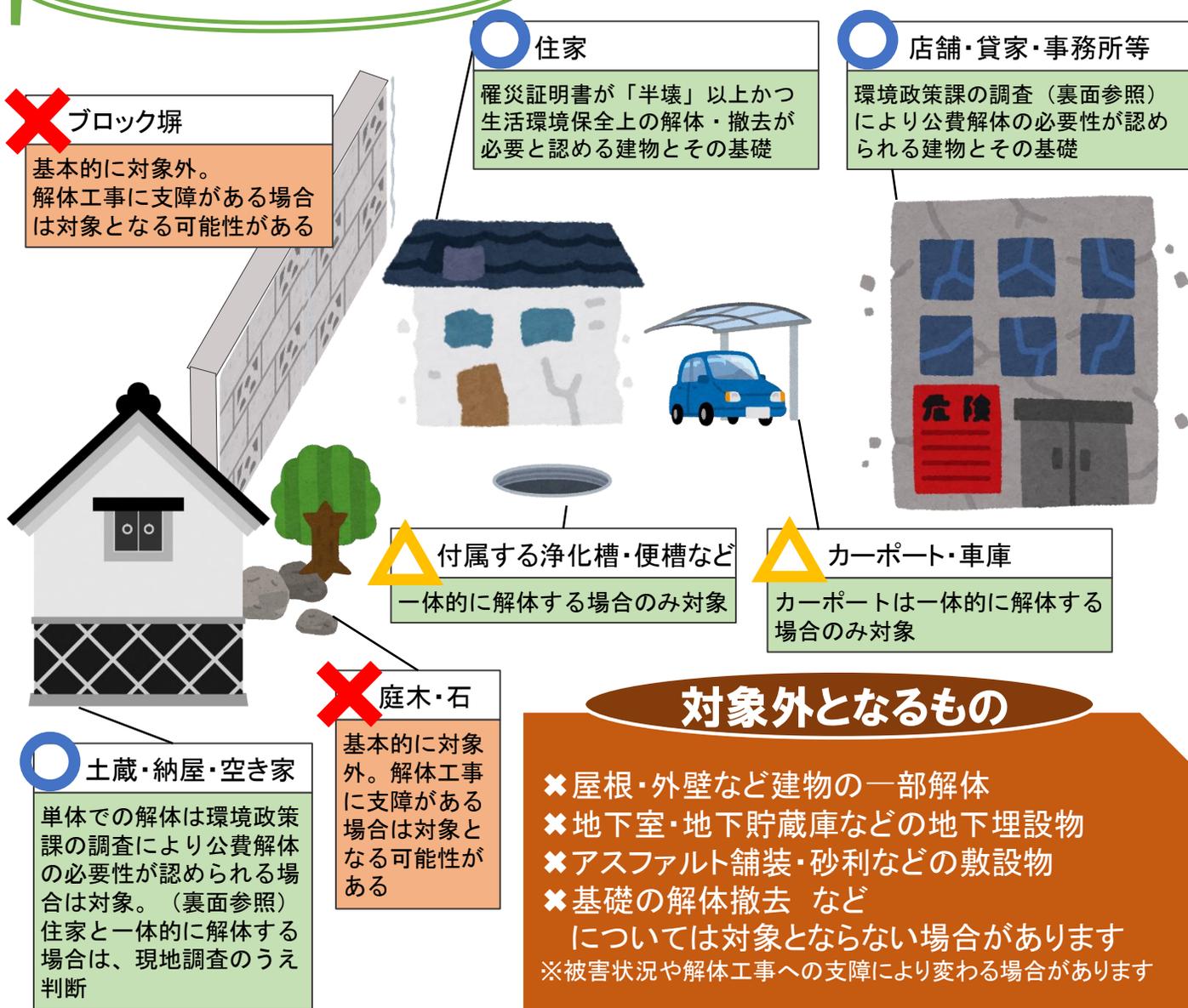


令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去します。

	メリット	デメリット
公費解体(市による解体)	一時的にも費用負担が発生しない	解体作業までに 時間がかかる
費用償還(自ら解体発注)	<u>早く解体</u> 作業を実施できる	① 全額償還されない場合がある ②一時的な費用負担が発生する

費用償還：①既に解体・撤去済の方、②自ら解体工事を発注する方を対象に、費用を償還する制度です

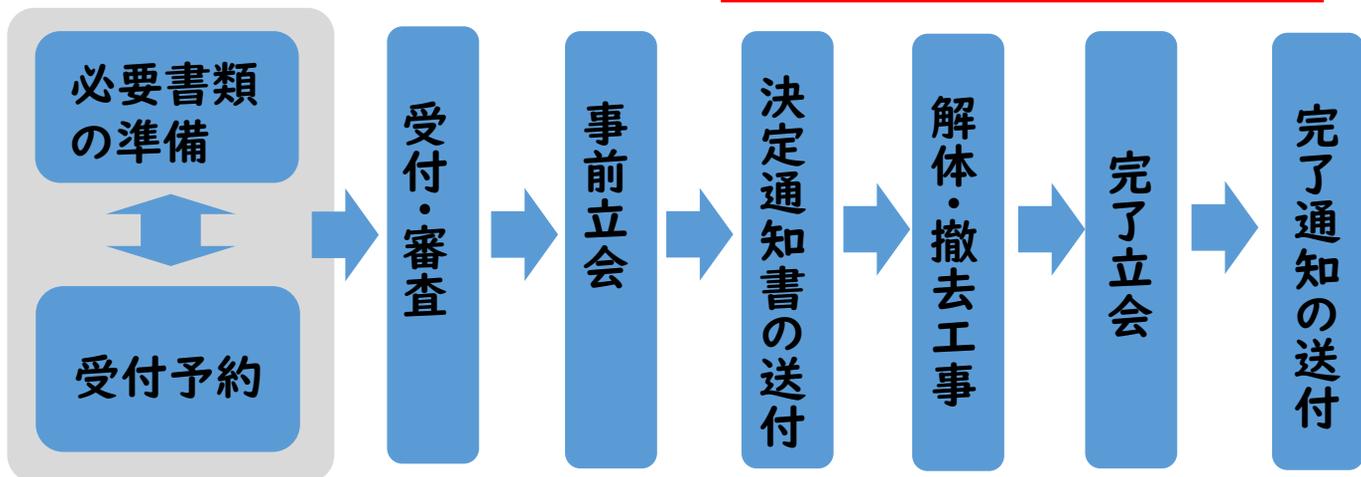
対象範囲のイメージ図



公費解体をお考えの方はこちら

受付～解体・撤去までの流れ

※申請期限R7.3.31まで



※R7.1月以降の申請受付について変更があります。

最初にしていいただきたいこと

1. 必要書類をご準備ください

公費解体の申請に係る必要書類をご準備ください。

2. 受付日時をご予約ください

「公費解体 相談・申請予約ダイヤル
(☎0766-30-3377)」

◆予約期間:12月27日(金)まで(予定)

◆予約受付時間:9:00~17:30

申請受付・審査会場はこちら

◆受付期間:令和6年12月28日(土)まで

月～土曜日 午前9時～午後4時30分

◆会場:市役所本庁舎1階(平日のみ)、

伏木コミュニティセンター2階(月～土)

※R7.1.6以降の予約について

は、下記電話番号まで
(☎0766-22-3157)

※申請受付・審査会場
高岡市役所環境政策課
(長慶寺640番地)

必要書類一覧

- ①被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書
- ②り災証明書の写しまたは被災状況確認表
- ③本人確認ができる書類の写し
- ④印鑑登録証明書
- ⑤被災家屋等(工作物を除く)の登記事項証明書
- ⑥被災家屋等の配置図
- ⑦被災家屋等の現況写真等
- ⑧委任状(代理人申請の場合のみ)
- ⑨共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(共有者・相続人)及び印鑑登録証明書
- ⑩賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(関係権利者)
- ⑪被災家屋等を差し押さえた債権者全員又は被災家屋等の担保物権の権利者(本市を除く)の被災家屋等の解体及び撤去にかかる同意書(関係権利者)
- ⑫遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(共有者・相続人)、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書(公正証書遺言を提出する場合を除く)及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類
- ⑬遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。



←市HP

公費解体提出書類一覧

※様式は環境政策課(長慶寺640)
または申請受付会場にあります。

自費解体をお考えの方はこちら

自費解体受付 終了しました

最初にしていただきたいこと

必要書類をご準備ください

自ら解体業者に発注し、解体・撤去を完了してからの書類準備になります。すでに罹災証明書が「半壊」以上で判定されている物件以外は、被災状態が確認できる証拠写真が必要です(確認できない場合は対象となりません)

※必要書類は右記の「必要書類一覧」をご確認ください。



書類がすべて整うまで、数回やり取りをする場合があります

受付日時をご予約ください

「公費解体 相談・申請予約ダイヤル
(☎0766-30-3377)」

にお電話いただき、受付日時の予約をお願いします。

- ◆予約期間:9月28日(土)まで(予定)
- ◆予約受付時間:9:00~17:30

申請受付・審査会場はこちら

- ◆受付期間:令和6年9月30日(月)まで
月~土曜日 午前9時~午後4時30分
- ◆会場:市役所本庁舎1階(平日のみ)、
伏木コミュニティセンター2階(月~土)

必要書類一覧

- ①被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書
- ②罹災証明書の写しまたは被災状況確認表
- ③本人確認ができる書類の写し
- ④印鑑登録証明書
- ⑤被災家屋等(工作物を除く)の登記事項証明書
- ⑥被災家屋等の配置図
- ⑦被災家屋等の写真(解体前・解体中・解体後の全景)
- ⑧解体及び撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書
- ⑨マニフェスト伝票(E票)の写し、その他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類
- ⑩委任状(代理人申請の場合のみ)
- ⑪被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書(所有者)
- ⑫共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書(共有者・相続人)及び印鑑登録証明書
- ⑬遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書(共有者・相続人)、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書(公正証書遺言を提出する場合を除く。)及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類
- ⑭遺産分割調定調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書
- ⑮被災家屋等を差し押さえた債権者全員又は被災家屋等の担保物権の権利者(本市を除く)の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(関係権利者)

※必要に応じ、上記以外の書類を求める場合があります。

市HP→
費用償還提出書類一覧
※様式は環境政策課(長慶寺640)
または各申請受付会場にあります



空き家・店舗・事務所・蔵・納屋・神社等 住家以外の被災建築物の解体撤去が必要な皆様へ

被災状況確認表を取得してください

非住家である、空き家や店舗、事務所等について公費解体の申請をする場合、その建築物が公費解体(市による解体)をする必要があるかどうか確認をします。
※罹災証明書では「半壊」以上の判定がなされません

公費解体(費用償還を含む)の申請前に、まずは環境政策課(22-2144)にご相談ください。

取得した被災状況確認表は、申請時に必要な添付書類(罹災証明書)に代わるものになります。

被災状況確認表

本表は、令和6年能登半島地震によって被災した家屋等(「被災家屋等」という。)の公費解体を実施するにあたり、その必要性を確認するために用います。

被災家屋等の所在地	高岡市
所有者住所	高岡市
所有者氏名	

軍市職員記載欄

現地確認	令和 年 月 日
	調査No.
公費解体を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 倒壊のおそれがある
	<input type="checkbox"/> 二次被害の危険性が高い
	<input type="checkbox"/> 生活環境保全上の支障がある
	特記事項

環境政策課長 空谷 智 印

確認表取得までの流れ

①相談・受付

電話または窓口で、被災した非住家の解体を検討していることをご相談ください。

②一次調査の実施

市が行う、被災した非住家の一次調査にお立ち会ください。

②-2 二次調査の実施

外観調査で判定できない場合、二次調査を行います。現地立会いをお願いします。

③確認表の発行

原則、環境政策課窓口(長慶寺640番地)に取りにきてください。